議 会 改 革 推 進 会 議 (7/17 概要)

日 時 平成30年7月17日(火) 午後3時30分~午後6時3分

場 所 飯田市役所 第1委員会室

出席者後藤荘一委員長、木下德康副委員長、清水優一郎委員、小林真一委員、福

澤克憲委員、山崎昌伸委員、福沢 清委員、吉川秋利委員

事務局 吉川事務局長、北原事務局次長、筒井庶務係長

【会議の要点】

○協議事項等

1 反問権の実施要綱(案)について

□7月17日の委員会で確認されたこと

- ・① 反問権の内容の範囲 [検討事項の(4)] に関しては、委員の考え方が一致していないため、保留とする。
- ・② (4) -①の<u>「質問の趣旨や内容の確認を行う」(「聞き直し」を含む)</u>ものは、「反問権」に入れずに、今までの先例を生かして運用すべきであるとの意見があり、委員会として確認した。
- ・③ 範囲の意見としては、 (a)「<u>範囲を限定しない</u>(反論以外は、「趣旨を明確にするため」ということこそが範囲であり、それを前提に全て認める)」という意見、 (b)「(4)-①、②、③までを認める」という意見、 (c)「反問権を付与(行使)する対象によって、分けて議論すべき」との意見などがあった。

(4)反問権の内容の範囲	区分(内容)	確認事項 (暫定)
	①質問の趣旨や内容の確認をおこなうもの。「聞き直し」を 含む。 → ◆反問権に含めず、先例を生かす。	〇決定
	②質問の文言や前提等について、瑕疵又は客観性の問題が疑われる場合に、これを確認するもの	
	③質問の背景や根拠を問うもの	
	④質問者へ代替案の提示を要求するもの又は、質問者の考え 方を問うなどの逆質問を行うもの	
	⑤質問者への反論 → ◆反問権に含めない	〇決定

- ・④ (5)「質問時間の扱い」については、「①質問時間に含む」とする意見と「②質問時間に含まない」とする意見があり、保留となった。 なお、「②質問時間に含まない」場合でも、議事進行に支障がない範囲内としては、5分~15分を想定するのが良いのではとの意見が出された。
- ・⑤ (7)「議長・委員長の裁量」については、<u>要綱案に疑義はないが、実際の運用について、あらかじめ決めておく必要がある</u>と思われる。(要綱案:議長又は委員長は、反問の内容が発言趣旨に合わないと判断した場合は、注意又は制止することができる。)なお、「裁量の範囲の設定」は、認めた範囲によっても変わってくるため、(4)の内容の範囲が決まった段階で、改めて検討する必要がある。

・⑥ (8)「その他の規定 ※反問権を行使する場合の手順に関する規定」については、未検 討。詳細な手順については、要綱でなく申し合わせ事項として確認しておく方法もある との意見あり。

その他:

○清水委員から、「議会改革の一環として、<u>議会改革推進会議の会議をインターネットで中継し、市民や委員外の議員に議論の様子を見てもらえる環境を整備したら良い</u>のではないか」との意見があった。今後、検討することとした。

[過去の記録の再掲]

□6月28日の委員会で確認されたこと···

- ・①<u>飯田市議会の法的な根拠として、「飯田市議会会議規則」で位置付け、反問権に関する要綱を定める</u>。規則の条項等は、今後、要綱の内容が固まってきた段階で、例規担当専門主査にアドバイスを求めながら決めていく。
- ・②検討事項一覧表の(1)~(8)までの内容を一つずつ決めていくが、当面は暫定的な決定であり、後からの議論により、変更になることもあることを確認した。
- ・③「反問権」を付与(行使)する対象については、検討事項一覧表の(2)の①代表質問、②一般質問に関しては、委員会の意見として「良」とする。③、④は次回以降に再度協議。
- ・④「反問が行使できるもの」については、(3)の②対象となる質問・質疑の答弁に立った者 のみ(※部長職・課長職が答弁に立った場合は、市長・副市長・教育長等や直属の部長 職も行使できる。)